

# 令和4年6月から児童手当の制度が一部変更になります

## 改正1 現況届の提出が原則不要になります

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監護や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。これまで、全ての人に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※現況届の提出が引き続き必要な方には、6月上旬に現況届を発送しますので、令和4年6月30日（木）までに提出してください。

## 改正2 所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります

令和4年10月支給分から、特例給付の支給にかかわる所得上限額※が設けられます。所得額により特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）の支給がされない方が発生します。

※児童手当所得制限限度額・所得上限限度額の詳細については、町ホームページまたは6月の支払い通知書に同封しているチラシをご確認ください。



■お問合せ 住民課 ☎22-1701

# 令和4年度日高川町大学生等応援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、厳しい学生生活を余儀なくされてきた大学生等の皆様に充実した生活を送っていただけるよう、日高川町では大学生等応援給付金を支給いたします。

## ○支給対象者

対象となる方は、次の(1)(2)のいずれかに該当する方で、支給要件①から③をすべて満たす方です。

- (1) 令和4年4月1日以降において大学等に在学中、主として学業に専念する者
- (2) 令和4年3月まで大学等に在籍し卒業した者
  - 大学等…大学院、大学、短期大学、高等専門学校(第4学年以上および専攻科に限る。)\*および専修学校(専門課程に限る。)

## 【支給要件】

- ① 令和4年4月1日現在において、日高川町の住民基本台帳に記録されている保護者の所得税法または地方税法の控除対象扶養親族となっている、または日高川町の住民基本台帳に記録されている保護者の健康保険の被扶養者となっているまたは国民健康保険法に規定する修学中の被保険者の特例に該当すること
- ② 令和4年4月1日現在において、30歳未満であること
- ③ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象となっていないこと

○給付金の額 対象者1人につき10万円 ○申請期間 令和4年4月25日（月）～令和4年9月30日（金）

●給付金の受給には**申請が必要**です。●詳細については、町ホームページをご確認ください。



■お問合せ 企画政策課 ☎23-9511



## サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

## サマージャンボミニ3,000万円

(1等3千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。★宝くじの購入は和歌山県内で★

### 7月5日火 2種類同時発売!

発売期間 7/5火～8/5金

公益財団法人和歌山県市町村振興協会 各1枚 300円 抽せん日 8/17水

# 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の取扱いについて

## 1. 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは土の中に埋まっている文化財のことで、土器・石器などの「遺物」と、古墳・住居跡など「遺構」のことをいいます。町内には多くの埋蔵文化財が存在しております。埋蔵文化財が所在する土地（範囲）のことを「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、一般に「遺跡」と呼ばれています。



## 2. 遺跡範囲内で土木工事をする場合は

遺跡の範囲内で住居建築・開発行為等の土木工事を行う場合は、工事着手の60日前までに文化財保護法に基づく届出書の提出が必要です。

届出書の様式は日高川町教育委員会で直接お受け取りいただくか、日高川町教育委員会のWEBページからダウンロードしてください。

[アドレス：<http://www.hidakagawa-ed.jp/>]

届出書は、町教育委員会を経由し県教育委員会へ提出され、県教育委員会から指導内容（確認調査・工事立会・慎重工事等）の通知が届出者に伝達されます。この間、土木工事等については着手することができません。

## 3. 遺跡の範囲を確認するには

工事予定地の場所が分かる地図（住宅地図等）を持参の上、日高川町教育委員会教育課へお越しください。

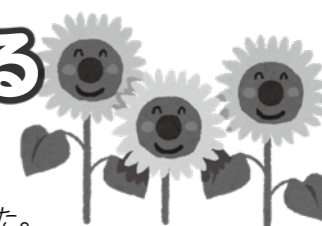
もしくは、和歌山県地理情報システムにて確認してください。

[アドレス：<http://www2.wagmap.jp/wakayamaken/>]

土木工事を実施する場所が遺跡に入っている場合は、県教育委員会での協議や調整および調査のため日数がかかります。できる限り早い時期に遺跡の範囲かどうかを確認してください。

■お問合せ 教育委員会 教育課 ☎22-8816

# 子ども達を泊めて、体験交流する民泊受入家庭を募集します!



昨年、日高地方の1市6町が力を合わせて、修学旅行を誘致する取り組みを始めました。都会や海外の子供達に修学旅行で日高地方に来てもらい、豊かな自然や歴史・文化を生かした体験や民泊を通して子供達と交流し、地域を活性化させる取り組みです。

※民泊とは、子供3～5人程度のグループに分かれ、一般家庭で食事づくり、農作業などの生活体験を通し、家庭の人と交流します。

## 御坊日高地域子供体験学習推進事業について

今年の夏休みを利用し、日高地方の小学3～6年生を対象にした、1泊2日の民泊体験学習を実施する予定です。

その民泊受入家庭を募集します!(メ切:令和4年6月10日(金))  
初めての方でも受入できるように、民泊事前説明会や食品衛生・新型コロナウイルス安全対策研修会を実施する予定です。  
なお、民泊事業は有償であり、受入後に謝金をお支払いします。



## コース・日程

- (1) 7月コース(御坊市、日高町、由良町、日高川町)  
令和4年7月25日(月)～26日(火)
- (2) 8月コース(美浜町、印南町、みなべ町)  
令和4年8月8日(月)～9日(火) ※1泊2日、雨天決行

## 主催

御坊日高教育旅行誘致協議会  
(事務局:日高振興局企画産業課)  
紀州体験交流ゆめ倶楽部  
(事務局:日高振興局企画産業課)

※新型コロナウイルスの感染状況次第で、中止または変更する可能性があります。

■お問合せ 企画政策課 ☎23-9511 FAX 22-1767  
日高振興局企画産業課 ☎24-2911 FAX 24-3312

お気軽に  
お問合せください。

